○財務省・農林水産省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え二十五年以下	年三厘

改正後	改正前
三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十二年以下	年二厘
十二年を超え十三年以下	年二厘二毛
十三年を超え十四年以下	年二厘五毛
十四年を超え二十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第五十九号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

別表第三中「京都科学技術専門学校　京都府」を「京都科学技術専門学校　京都製菓技術専門学校　京都府」に改める。

○農林水産省告示第五百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26660号
2　品種登録の年月日　平成30年3月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Citrus L.
4　登録品種の名称　オログロス
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
VEVAV 3 X S.L.
Carre Dels Franciscans Num 2 Piso Planta 7, Puerta I 12500 Vinaros Castellon, Spain
7　出願公表の年月日　平成27年12月28日

1　品種登録の番号　第26661号
2　品種登録の年月日　平成30年3月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KLEDS12D60
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Per Klemm
Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany
7　出願公表の年月日　平成26年3月4日

1　品種登録の番号　第26662号
2　品種登録の年月日　平成30年3月19日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KLEDS14D61
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Per Klemm
Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany
7　出願公表の年月日　平成27年12月28日